

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく

実施計画（案）の概要

第1章 計画の概要

○策定の経緯

平成22年3月に策定した人権教育・啓発基本指針を推進していくための具体的施策を示すために、平成23年5月に第1次実施計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、5年ごとに改定を行ってきたもの。令和7年度をもって、現計画期間が満了となることから、令和8年度以降の人権教育・啓発に関する新たな実施計画の策定を行うもの。

○計画期間

令和8年度から令和12年度（5年間）

第2章 計画事業（総計62事業）

I 市民意識調査から見えてきた課題に対する取組

II 総合的施策（計21事業）

○あらゆる場における人権教育・啓発の推進

就学前施設、学校、家庭、地域、企業（職場）、それぞれの場における推進事業

⇒全12事業

○人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

教育・啓発活動の推進、人材の育成と活用の充実、情報提供の充実及び強化、それぞれの施策推進のための事業

⇒全9事業

III 分野別施策（計41事業） ※（ ）内の数字は事業の数

○各人権課題の解消に向けた教育・啓発の推進のための事業

同和問題（5）、女性に関する問題（4）、子どもに関する問題（7）、高齢者に関する問題（5）、障がいのある人に関する問題（5）、外国人に関する問題（4）、働く人に関する問題（3）、様々な人権問題（3）、課題横断的な人権課題に対する取組（5）

第3章 目標値

○設定目的

この実施計画では、各事業の計画期間中における進捗状況の把握や検証、評価等を、より明確かつ効果的に行うため、第2章の「I 総合的施策」及び「II 分野別施策」の各事業について、第4次の計画期間である令和12年度における目標値を定めています。また、令和11年度に実施する市民意識調査により達成状況を確認する計画全体の目標値を定めています。

○設定方法

各事業の目標値については、各事業における「主な取り組み」の中から、当該事業を象徴し、かつ数値目標の設定が可能なものを選定し、計画期間の期末である令和12年度末における目標値を定めています。

なお、社会情勢の変化等により、計画期間中に、各事業において主な取り組みの見直しや新規追加、廃止等が必要となることもありうるため、目標値についても必要に応じて見直しを行うものとします。